

# 山梨県公報

第二千三百号

平成二十五年

二月二十一日

木曜日

## 目次

救急病院等の認定……………九七  
 道路の区域変更……………九七  
 道路の供用開始(二件)……………九七  
 公告……………九八  
 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)……………九八  
 土地改良区役員の退任及び就任……………九九  
 換地処分の実施(二件)……………九九  
 公共測量の実施……………一〇一  
 土地区画整理組合の定款の変更認可……………一〇一  
 公安委員会……………一〇一  
 一般競争入札について……………一〇一

## 告示

### 山梨県告示第四十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十五年二月二十一日

山梨県知事

横内正明

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
医療法人峡南会峡南病院	南巨摩郡富士川町鯉沢千八百六番地

二 認定期間

平成二十五年二月二十七日から平成二十八年二月二十六日まで

### 山梨県告示第五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十一日

山梨県知事

横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府昇仙峡線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧	新		
甲府市上帯那町字奥仙丈三〇六七番の一地 先から 甲府市上帯那町字奥仙丈三〇六七番の一地 先まで	七・七 一六・一	六・九 一一・一	五四・八	五四・八

### 山梨県告示第五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十一日

山梨県知事

横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日

県道	市川三郷山 梨自転車道 線	中央市大田和字長正寺四四三番 地先から 中央市大田和字上土井外笛吹川 右岸堤防敷地先まで	四五八・五	平成二十五 年二月二十 一日
----	---------------------	---	-------	----------------------

山梨県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	塩山停車場 大菩薩嶺線	甲州市塩山上粟生野字上ノ原 五二九番の一地先から 甲州市塩山上粟生野字上ノ原 五二九番の三地先まで	二八・八	平成二十五 年二月二十 一日

公 告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を笛吹市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年二月二十一日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市御坂町尾山字小枋山一四六六一	田中宇助

笛吹市御坂町藤野木字下向山一九三三

梶原京丸、加藤幸與、長沼昇、中野久作、古屋友一、長沼郁雄、梶原彦右工門、加藤準次、加藤信、加藤福平、加藤本五郎、弦間新作、小池岩四郎、小池儀八、小池今朝吉、小池源次郎、小池良平、長沼運平、長沼兼次郎、加藤宗與、長沼新吉、天野みは

笛吹市御坂町藤野木字笠取山一八九三の一

梶原美啓、小池安平、長沼作太郎、長沼盛太郎、長沼傳吉、中野久次郎、和田セイ、古屋友市、梶原彦右工門、加藤準次、加藤信、加藤福平、加藤本五郎、弦間新作、小池岩四郎、小池儀八、小池今朝吉、小池源次郎、小池良平、長沼運平、長沼兼次郎、加藤宗與、長沼新吉、天野みは

笛吹市一宮町東新居字山岸一九一六一

（有）かいじ開発

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定告示  
平成二十五年一月十七日山梨県告示第十四号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を笛吹市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十五年二月二十一日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所 笛吹市御坂町上黒駒字小棚六七九四（次の図に示す部分に限る。）	通知の相手方 坂本正幸、鈴木文利、堀内財吉、堀内壽彌、堀内正隆
笛吹市八代町米倉字大谷沢二四九二	雨宮一平、雨宮健治、雨宮知親、雨宮督治、宇佐美佐市、宇佐美高藏、大久保喜義、大久保恵七、木曾和作、橋田喜男、橋田棟藏、小林愛治、小林敏夫、小林金作、小林善次、清水積善、須田九八、武川千之甫、土屋房治郎、角田儀六、根津常吉、根津寅彦、早川岸三郎、原品篤雄、原品林平、福田勇治、福田乙治郎、藤田重正、藤田義一、松野一郎、松山番作、水野登文吉、武川康藏、山本三藏、横瀬兵甫、横瀬峰保、横瀬安吉、横瀬良一、米倉翁、渡辺敬治、渡辺定一、米倉正信
笛吹市一宮町石字蔵沢二二三四	橋田ゆう

笛吹市一宮町石字城平二二七七	古屋与兵衛
笛吹市御坂町藤野木字ヲ子バ一八九六の一（次の図に示す部分に限る。）	小沢網雄

笛吹市御坂町大野寺字平沢山二〇六一	小林由貞
笛吹市御坂町藤野木字榛ノ木山一八九九の六・一八九九の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	長沼重右門

笛吹市一宮町石字蔵沢二二二八	風間眞
----------------	-----

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
笛吹市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成二十五年一月十七日山梨県告示第十五号

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、楯無堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十五年二月二十一日

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	志村 英文	斐崎市穂坂町三之蔵三二八四	平成二十五年一月三十一日
	有泉 光夫	甲斐市宇津谷四四四五	
	大木 一喜	同 竜地五五二二三	
	小泉 隼人	北杜市明野町三之蔵九七三	
	仲田 重春	斐崎市穂坂町宮久保二四七四	
	久保寺基秀	同 上ノ山八七六	
	安部 正人	同 岩下一三七五	
	長久保 深	甲斐市宇津谷八二七九	
	中島 洋	同 五一六八	
	山田日出高	同 三〇八七 二四	
	保坂今朝宣	斐崎市穂坂町長久保二〇〇	
	飯室公太郎	甲斐市菅蒲沢六七七 一	
	中村 明雄	同 団子新居一四六一	
	中澤 明	同 大埜二七〇九	
	田辺 敏明	同 竜地六五五二	
	今村 正城	同 六四九三 一	

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	今村 正城	甲斐市竜地六四九三 一	平成二十五年二月一日
	有泉 光夫	同 宇津谷四四四五	
	大木 一喜	同 竜地五五二二三	
	小泉 弘志	同 宇津谷四四八五 一一	
	志村 英文	斐崎市穂坂町三之蔵三二八四	
	根津 義人	同 宮久保二四六六	
	三浦 茂男	同 上ノ山一四八四	
	安部 久雄	同 岩下一一三六	
	高柳 尚文	甲斐市宇津谷八三三五	
	柳本 映	同 五一八二	
	斉藤 元一	同 二七四二	
	石川 公村	斐崎市穂坂町上今井四三七七	
	金川 澄子	甲斐市菅蒲沢六八七 二	
	中村 明雄	同 団子新居一四六一	

監事	氏名	住 所	就任年月日
	飯室 光	同 宇津谷二七八一 二	
	神取 柏	斐崎市穂坂町宮久保二〇八四	
	三浦 進吾	甲斐市菅蒲沢六九三	

同	中澤 明	同	大袋二七〇九	同
同	田辺 敏明	同	竜地六五五二	同
監事	三浦 進吾	同	菖蒲沢六九三	同
同	石川 惣市	同	葦崎市岩下一二七六	同
同	保坂 典男	同	穂坂町上今井三〇二	同

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、  
 県営畑地帯総合整備事業（笛吹川左岸地区井之上第二工区）の換地処分を平成二十五年  
 二月十四日実施した。

平成二十五年二月二十一日

山梨県知事 横内 正 明

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、  
 県営畑地帯総合整備事業（笛吹川左岸地区井之上第二工区）の換地処分を平成二十五  
 年二月十四日実施した。

平成二十五年二月二十一日

山梨県知事 横内 正 明

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
 第一項の規定により、平成二十五年二月八日付けで山梨県峡南建設事務所から次のと  
 おり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年二月二十一日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（数値図化 縮尺千分の一）
- 二 作業期間 平成二十五年一月二十八日から平成二十五年三月十五日まで
- 三 作業地域 西八代郡市川三郷町の一部（山田川・押出川）  
 南巨摩郡身延町の一部（寺沢川・手沢川）

南巨摩郡富士川町の一部（小柳川・畔沢川）

● 土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、次  
 のとおり定款の変更を認可した。

平成二十五年二月二十一日

山梨県知事 横内 正 明

一 組合の名称

昭和町常永土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十九年度から平成二十七年まで

三 施行地区

中巨摩郡昭和町大字飯喰字西丹保、字下新田、字金屋敷及び字堀尻、大字飯喰字出  
 間西、字中河原、字神明、字道下、字水上、字屋敷添、字村前及び字村西の各一部、  
 大字河西字亀住、字鶴住、字村内及び字村西の各一部、大字上河東字田之神田の一部  
 並びに大字河東中島字山伏の一部

四 事務所所在地

中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二 昭和町役場内

五 設立認可の年月日

平成二十年三月十七日

六 変更認可の年月日

平成二十五年二月二十一日

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月  
 十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも  
 のである。

平成二十五年二月二十一日

山梨県警察本部長 真家 悟

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

X線マイクロアナライザー 一式

- 2 借入物品等の仕様等
  - 入札説明書で定める内容等であること。
  - 3 借入期間  
平成二十五年七月一日から平成三十二年六月三十日まで
  - 4 借入場所  
山梨県警察本部長が指定する場所
  - 5 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。
  - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
  - 3 平成二十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十四年山梨県告示第百三十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
  - 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
  - 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一條第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百九十九條第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
  - 6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一條第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 7 民事再生法附則第二條による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
  - 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
  - 9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
  - 10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
  - 11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
  - 12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
  - 13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからエまでのいずれかに該当する者がいない法人であること。
    - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
    - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
    - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二條若しくは第十二條の六の規定による命令又は同法第十二條の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
    - エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
郵便番号四〇六 〇〇三六 山梨県笛吹市石和町窪中島三二番地四 山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所庶務・企画担当 電話〇五五 二三三三 二二二二
  - 2 入札説明書の交付方法  
この公告の日から平成二十五年三月十四日（木）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の交付場所において交付する。
  - 3 入札及び開札の日時及び場所  
平成二十五年四月二日（火）午前十一時 山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所

会議室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所

平成二十五年四月一日(月)午後四時までに山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所庶務・企画担当(郵便番号四〇六 〇〇三六 山梨県笛吹市石和町窪中島三二番地四)に必着すること。

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。また、規則第二百二十条に該当する場合は、違約金を徴収する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十五年三月十九日(火)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することができる。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

X-Ray Microanalysis, 1 Set

2 Date and time for tender

11:00AM April 2, 2013

3 Bureau in charge

General Affairs and Planning Section, Forensic Science Laboratory, Criminal

Affairs Division, Yamanashi Prefectural Police Headquarters

312-4 Kubonakajima Isawa-tyou Fufuki-shi Yamanashi-ken 406-0036 Japan

TEL 055-235-2121

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番